

規 則

埼玉県立精神保健福祉センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第二十九号

埼玉県立精神保健福祉センター管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立精神保健福祉センター管理規則（平成十四年埼玉県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十条」を「第十八条」に改める。

第四条の見出しを「（利用の承認の申請）」に改め、同条中「センター長が定める様式の利用申込書をセンター長」を「様式第一号の利用承認申請書を知事（条例第十条第一項に規定する指定管理者に自立訓練施設の管理に関する業務を行わせる場合にあつては、指定管理者。以下この条から第八条までにおいて同じ。）」に改める。

第五条第一項中「センター長」を「知事」に、「当該申込者にその旨及び利用に必要な事項を」を「申請を行った者に様式第二号の通知書により」に改め、同条第二項中「センター長」を「知事」に改める。

第六条中「センター長が」を「知事が」に、「センター長その他の職員」を「知事」に改める。

第七条及び第八条中「センター長」を「知事」に改める。

第九条中「別記様式」を「様式第三号」に改める。

第十条中「センター長」の下に「（自立訓練施設に係るものにあつては、知事）」を加え、同条を第十四条とし、第九条の次に次の四条を加える。

（指定管理者の指定の申請）

第十条 条例第十一条第一項の規定による申請は、知事が指定する期限までに様式第四号の指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出することにより行わなければならない。

- 一 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- 二 知事が指定する事業年度の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類
- 三 知事が指定する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類

類

四 組織及び運営に関する事項を記載した書類

五 条例第十条第二項に規定する指定管理業務の実施に関する計画を記載した書類

類

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(利用料金の承認手続)

第十一条 指定管理者は、条例第十六条第二項の規定により利用料金について知事の承認を受けようとするときは、様式第五号の利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

(利用料金の納期限)

第十二条 条例第十七条第一項の利用料金の納期限は、知事の承認を得て、指定管理者が定める。

(利用料金の減免承認手続)

第十三条 指定管理者は、条例第十七条第二項において準用する条例第八条の規定により利用料金の減額又は免除について知事の承認を受けようとするときは、様式第六号の利用料金減額（免除）承認申請書を知事に提出しなければならない。

別記様式中「㊦ ㊧

㊨」を「㊦ ㊧ (㊨ ㊩ ㊪ ㊫ ㊬ ㊭ ㊮)」

に改め、同様式を様式第三号とし、同様式の次に次の三様式を加える。

様式第4号（第10条関係）

埼玉県立精神保健福祉センター（自立訓練施設）指定管理者指定申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

申請者 主たる事務所の所在地

名 称

代表者氏名

⑩

指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

様式第5号（第11条関係）

埼玉県立精神保健福祉センター（自立訓練施設）利用料金承認申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

埼玉県立精神保健福祉センター指定管理者

利用料金の額を次のとおり定めることについて、承認を受けたいので申請します。

利用料金の種類	利 用 料 金	備 考

様式第6号（第13条関係）

埼玉県立精神保健福祉センター（自立訓練施設）利用料金減額（免除）承認申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

埼玉県立精神保健福祉センター指定管理者

利用料金の額を次のとおり減額（免除）することについて、承認を受けたいので申請します。

減額（免除）をしようとする利用料金の種類	減額（免除）の承認を受けようとする理由	減額（免除）の承認を受けようとする額	備 考

（注）理由を証明する書類がある場合は、添付すること。

附則の次に次の二様式を加える。

様式第1号（第4条関係）

埼玉県立精神保健福祉センター（自立訓練施設）利用承認申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

（埼玉県立精神保健福祉センター指定管理者）

申請者 住 所

氏 名（自署又は記名押印）

電話番号

埼玉県立精神保健福祉センター（自立訓練施設）の利用について承認を受けたいので、
埼玉県立精神保健福祉センター管理規則第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

障害福祉サービス名 （該当する箇所のにレ印を付してください。）	<input type="checkbox"/> 自立訓練（生活訓練） <input type="checkbox"/> 宿泊型自立訓練 <input type="checkbox"/> 短期入所
利 用 開 始 日	年 月 日
備 考	

様式第2号（第5条関係）

埼玉県立精神保健福祉センター（自立訓練施設）利用承認通知書

年 月 日

様

埼玉県知事



（埼玉県立精神保健福祉センター指定管理者）

年 月 日付けで申請のあった埼玉県立精神保健福祉センター（自立訓練施設）の利用については、埼玉県立精神保健福祉センター条例第4条の規定により、下記のとおり承認することに決定したので通知します。

記

障害福祉サービス名	<input type="checkbox"/> 自立訓練（生活訓練） <input type="checkbox"/> 宿泊型自立訓練 <input type="checkbox"/> 短期入所
利用開始日	年 月 日
備考	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）後に指定管理者に自立訓練施設の管理を行わせる場合におけるこの規則による改正後の埼玉県立精神保健福祉センター管理規則（以下この項において「新規規則」という。）第四条から第八条まで及び第十四条の規定の適用については、新規規則第四条中「知事（条例第十条第一項に規定する指定管理者に自立訓練施設の管理に関する業務を行わせる場合にあつては、指定管理者。以下この条から第八条までにおいて同じ。）とあるのは「センター長」と、新規規則第五条から第八条までの規定中「知事」とあるのは「センター長」と、新規規則第十四条中「センター長（自立訓練施設に係るものにあつては、知事）」とあるのは「センター長」と、様式第一号中

「埼玉県知事

とあるのは「埼玉県立精神保健福祉センター指定管理者）」

埼玉県知事

健康福祉センター長」と、様式第二号中（埼玉県立精神保健福祉センター指定管

理者）」とあるのは「埼玉県立精神保健福祉センター長」とする。」